

三十八 第 66 条の 13(欠損金の繰戻しによる還付の不適用) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 66 条の 13(欠損金の繰戻しによる還付の不適用) 関係</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>66 の 13 - 1措置法第 66 条の 13 第 1 項.....</p>	<p>第 66 条の 12(欠損金の繰戻しによる還付の不適用) 関係</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>66 の 12 - 1措置法第 66 条の 12 第 1 項.....</p>

三十九 第 68 条の 2 (経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者等に該当する旨の書類の書式)</p> <p>68 の 2 - 3 <u>措置法規則第 22 条の 19 の 3</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>(中小企業者等に該当する旨の書類の書式)</p> <p>68 の 2 - 3 <u>措置法規則第 22 条の 20</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

改 正 後

経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書（措法68の2）		事業年度	法人名	
経営革新計画の承認年月日	1	平 . .			
経営革新のための事業の内容	2				
当期末における事業の状況	3				
添付書類	<input type="checkbox"/> 行政庁が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する承認（同法第10条第1項の承認を含む。）をした旨を証する書類 <input type="checkbox"/> 該当する承認経営革新計画の計画書の写し				

改 正 前

経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社等の特別税率の不適用制度に関する明細書		事業年度	法人名	
適用該当号の区分	1	措置法第68条の2第1項該当 旧措置法第68条の2第1項第()号該当			
一項（旧二号）該当	経営革新計画の承認年月日	2	平 . .		
	経営革新のための事業の内容	3			
	当期末における事業の状況	4			
旧	設立の日	5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small;"> 平成 . . 旧措令第39条の34の2第1項()号 旧措令第39条の128第1項()号 平 . . . </div>		
	中小企業者の判定	6	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項第()号該当 旧新事業創出促進法第2条第3項第()号該当		
号 該 当	主たる事業	7	業		
	資本金の額又は出資金の額	8	円		
	常時使用する従業員の数	9	人		
添付書類	措置法第68条の2第1項 旧措置法第68条の2第1項第2号	<input type="checkbox"/> 行政庁が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する承認（同法第10条第1項の承認を含む。）をした旨を証する書類 <input type="checkbox"/> 該当する承認経営革新計画の計画書の写し			
	旧措置法第68条の2第1項第1号	登記事項証明書若しくは登記簿謄本又はそれらの写し			

記載の仕方

1 この明細書は、措置法第 68 条の 2 第 1 項(経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用)の規定の適用を受ける場合に、確定申告書に添付することとされている措置法規則第 22 条の 19 の 3 に定める書類に代えて添付する場合に記載します。

2 「経営革新計画の承認年月日 1」には、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(以下「中小企業新事業活動促進法」といいます。)第 9 条第 1 項に規定する経営革新計画について行政庁の承認を受けた年月日を記載します。

3 「経営革新のための事業の内容 2」には、中小企業新事業活動促進法第 10 条第 2 項に規定する承認経営革新計画に従って実施している同項の経営革新のための事業の内容を簡記します。

4 「当期末における事業の状況 3」には、当期末における 3 の事業の実施状況を

記載の仕方

1 この明細書は、措置法第 68 条の 2 第 1 項(経営革新計画を実施する中小企業社に対する特定同族会社の特別税率の不適用)又は平成 18 年改正前の措置法(以下「旧措置法」といいます。)第 68 条の 2 第 1 項(中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用)(同項第 3 号に掲げる同族会社が同項の規定の適用を受ける場合を除きます。)の規定の適用を受ける場合に確定申告書に添付することとされている措置法規則第 22 条の 20 又は平成 18 年改正前の措置法規則第 22 条の 20 第 1 号及び第 2 号に定める書類に代えて添付する場合に記載します。

なお、旧措置法第 68 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる同族会社が平成 18 年 4 月 1 日以後終了する事業年度において同項の規定の適用を受ける場合には、法人税申告書別表三(一)の「28」から「30」までの各欄に記載の上、確定申告書に添付してください。

2 「適用該当号の区分 1」には、措置法第 68 条の 2 第 1 項又は旧措置法第 68 条の 2 第 1 項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を で囲み、() 内に該当号を記載します。

3 「一項(旧二号)該当」の各欄は、次により記載します。

(1) 「経営革新計画の承認年月日 2」には、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(以下「中小企業新事業活動促進法」といいます。)第 9 条第 1 項に規定する経営革新計画について行政庁の承認を受けた年月日を記載します。

(2) 「経営革新のための事業の内容 3」には、中小企業新事業活動促進法第 10 条第 2 項に規定する承認経営革新計画に従って実施している同項の経営革新のための事業の内容を簡記します。

(3) 「当期末における事業の状況 4」には、当期末における の事業の実施状況を

改 正 後	改 正 前
<p><u>記載します。</u></p>	<p><u>を記載します。</u></p> <p>4. 「旧一号該当」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「設立の日5」には、<u>設立の登記をした日を記載します。</u></p> <p><u>なお、平成18年改正前の措置法施行令第39条の34の2第1項各号のいずれかに該当する場合は、()内にその該当号及び当該各号に定める日に該当する年月日を記載するとともに、当該各号に定める他の同族会社、被合併法人又は分割法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書）若しくは登記簿謄本又はそれらの写しを添付します。</u></p> <p><u>ただし、連結法人である同族会社が分割型分割を行った場合には、「設立の日5」には、連結親法人又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の設立の日のうち最も早い日を記載するとともに、当該連結親法人又はその連結子法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書）若しくは登記簿謄本又はそれらの写しを添付します。</u></p> <p><u>この場合において、平成18年改正前の措置法施行令第39条の128第1項各号のいずれかに該当する場合は、()内にその該当号及び当該各号に定める日に該当する年月日を記載するとともに、当該各号に定める連結親法人、他の同族会社、被合併法人又は分割法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書）若しくは登記簿謄本又はそれらの写しを添付します。</u></p> <p>(2) 「中小企業者の判定6」の()内には、<u>中小企業新事業活動促進法第2条第1項各号に定める中小企業者のうちいずれに該当するかに応じ、その該当号を記載します。</u></p> <p>(3) 「主たる事業7」から「常時使用する従業員の数9」までは、<u>事業年度終了の時の現況により記載します。</u></p> <p>(注) <u>平成17年4月1日から平成17年4月12日までの間に開始し、かつ、平成</u></p>

18年4月1日以後に終了する事業年度である場合において、平成17年改正前の措置法第68条の2第1項第1号、第2号又は第3号の規定の適用を受ける場合には、この明細書は使用せず、「中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書(平17.4.1以後終了事業年度分)」を御使用ください。

四十 第68条の2の3(適格合併等の範囲に関する特例)関係

改 正 後	改 正 前
<p>第68条の2の3(適格合併の範囲に関する特例)関係</p>	<p>(新設)</p>
<p>第1款 合併法人等</p>	<p>(新設)</p>
<p>(名義株がある場合の特定支配関係の判定)</p>	<p>(新設)</p>
<p>68の2の3(1)-1 措置法第68条の2の3第5項第2号の規定の適用上、一方の内国法人と他方の内国法人との間にいずれか一方の内国法人が他方の内国法人の株式を保有する関係があるかどうかは、株主名簿、社員名簿又は定款に記載又は記録されている株主等により判定するのであるが、その株主等が単なる名義人であって、当該株主等以外の者が実際の権利者である場合には、その実際の権利者が保有するものとして判定する。</p>	
<p>(自ら事業の管理、支配等を行っていることの意義)</p>	<p>(新設)</p>
<p>68の2の3(1)-2 措置法令第39条の34の3第1項第4号の規定の適用上、合併法人が、合併前に我が国において、事業の管理、支配及び運営を自ら行っているかどうかは、当該合併法人の株主総会及び取締役会等の開催、役員としての職務執行、会計帳簿の作成及び保管等が行われている場所並びにその他の状況</p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>を勘案の上判定するものとする。この場合において、例えば、当該合併法人が、事業計画の策定等に当たり、その合併に係る被合併法人と協議し、その意見を求めていること等の事実があるとしても、そのことだけでは、当該合併法人が事業の管理、支配及び運営を自ら行っていないことにはならないことに留意する。</u></p> <p><u>同条第2項第4号の分割承継法人及び第4項第4号の株式交換完全親法人に係る判定についても、同様とする。</u></p>	
<p style="text-align: center;">第2款 特定軽減税外国法人</p>	(新 設)
<p><u>(特定軽減税外国法人に該当するかどうかの判定)</u></p> <p><u>68の2の3(2)-1 外国法人が措置法令第39条の34の3第5項第2号に掲げる外国法人に該当するか否かの判定については、66の6-3から66の6-8までの取扱いに準じて取り扱う。</u></p>	(新 設)
<p><u>(船舶又は航空機の貸付けの意義)</u></p> <p><u>68の2の3(2)-2 措置法令第39条の34の3第7項第1号に規定する「船舶若しくは航空機の貸付け」とは、いわゆる裸用船(機)契約に基づく船舶(又は航空機)の貸付けをいい、いわゆる定期用船(機)契約又は航海用船(機)契約に基づく船舶(又は航空機)の用船(機)は、これに該当しない。</u></p>	(新 設)
<p><u>(自ら事業の管理、支配等を行っていることの意義)</u></p> <p><u>68の2の3(2)-3 措置法令第39条の34の3第7項第2号の規定の適用上、外国法人が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、事業の管理、支配及び運営を自ら行っているかどうかは、当該外国法人の株主総会及び</u></p>	(新 設)

取締役会等の開催、役員としての職務執行、会計帳簿の作成及び保管等が行われている場所並びにその他の状況を勘案の上判定するものとする。この場合において、例えば、当該外国法人の株主総会の開催が本店所在地国等以外の場所で行われていること、当該外国法人が、現地における事業計画の策定等に当たり、株主等である法人と協議し、その意見を求めていること等の事実があるとしても、そのことだけでは、当該外国法人が事業の管理、支配及び運営を自ら行っていないことにはならないことに留意する。

(事業の判定)

68の2の3(2)-4 外国法人の営む事業が措置法令第39条の34の3第7項第3号イ又は同号ロ(1)若しくは(2)に掲げる事業のいずれに該当するかどうかは、原則として日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。

(注) 措置法令第39条の34の3第7項第3号の規定を適用する場合において、外国法人が2以上の事業を営んでいるときは、そのいずれの事業が主たる事業であるかどうかの判定については、66の6-8に準ずる。

(証券業を営む外国法人が受けるいわゆる分与口銭)

68の2の3(2)-5 証券業を営む内国法人(措置法令第39条の34の3第9項に規定する関連者に該当する法人に限る。以下68の2の3(2)-5において同じ。)に係る同項に規定する外国法人で証券業を営むものが、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその顧客から受けた有価証券の売買に係る注文(募集又は売出しに係る有価証券の取得の申込みを含む。以下68の2の3(2)-5において同じ。)を当該内国法人に取り次いだ場合において、その取り次いだことにより当該内国法人からその注文に係る売買等の手数料(手数料を含む価額で売買が行われた場合における売買価額のうち手数料に相当する部分を含む。)の一部をいわゆる分与口銭として受け取ったときは、その分与口銭

(新設)

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>は同条第7項第3号イ(4)に規定する関連者以外の者から受ける受入手数料に該当するものとして取り扱う。</p>	

四十一 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い ...改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成19年法律第6号)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第92号)及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成19年省令第19号、第34号))による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達(法人税編)の取扱いの例による。</p>	(新 設)
<p><u>(経過的取扱い ...平成19年4月1日前の新增設計画に係る生産等設備の一部を同日以後に取得した場合等の特定地域における工業用機械等の特別償却)</u></p> <p>措置法第45条第1項の表の第1号の第1欄に掲げる地区内において一の事業計画により新設又は増設される生産等設備でそれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超え2,500万円以下である場合において、法人が当該減価償却資産の一部を平成19年4月1日前に取得等をし、残余を同日以後に取得等をしているときは、同日以後に取得等をした減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうかを問わず、その同日以後に取得等をした減価償却資産については、改正法令による改正後の措置法第45条の規定</p>	(新 設)

の適用があることに留意する。この場合において、平成19年4月1日前に取得等をした減価償却資産については同条の規定の適用がないことに留意する。